

住み慣れたまちで安心して過ごすために



高齢者の多くは健康で自立した生活を送っていますが、中には支援を必要とする人もいます。皆さんが住み慣れた地域で生き生きと暮らすために、市が行っているさまざまな取り組みを紹介します。

暮らしを見守ります

独居高齢者の見守り支援

70歳以上の一人暮らしで、配食サービス、デイサービス、ホームヘルプサービスなどを週1回以上利用していない人を対象として、2週間に1回、乳酸菌飲料を届けます。または、毎日定時に自動音声による電話連絡を行い、孤独感の解消と安否確認を行います。

利用料 無料

独居高齢者ふれあい訪問等サービス

65歳以上で一人暮らしの人を対象に、地区の民生委員などが月1回訪問などを行い、地域社会とのつながりを保ちながら安否確認を行います。

利用料 無料

配食サービス

自分で調理や買い物をするのが難しい人に、栄養のバランスが取れた食事を届け、安否確認を行います（1月1日～3日を除く毎日の昼食）。

対象 週1日以上利用する、おおむね65歳以上の一人暮らしの人または高齢者世帯（日中高齢者のみとなる世帯を含む）

利用料（1食当たり） 300円

紙おむつの給付

在宅で紙おむつを使用している寝たきり、または認知症などの人（一定の要件を満たす65歳以上の人）に紙おむつを宅配します。

利用料 無料

住宅用火災報知器の設置

寝室や、寝室に続く階段に住宅用火災報知機を設置します。

対象 65歳以上の一人暮らしの人または高齢者世帯で取り付ける住宅の所有者、または所有者の承諾を受けた人

設置料 3,575円（市民税所得割非課税世帯は無料）

緊急通報装置

自宅での急病や事故の際、ボタンを押すだけで、事前に登録した家族などへの連絡や救急車の手配などが行われます。

対象 65歳以上の一人暮らしの人または、高齢者世帯（日中高齢者のみとなる世帯を含む）



電話機につなげて使う緊急通報装置。単独で使えるタイプもあります

利用料(1カ月当たり) 〓 市民税所得割非課税世帯は無料。課税世帯は664円(安否確認センサーを設置する場合は2,028円)

寝具乾燥サービス

寝具を自然乾燥させることが難しい、おおむね65歳以上の一人暮らしの人などを対象に、専門業者が自宅を訪問し、寝具の乾燥を行います(利用は月1回まで)。

利用料 〓 無料

外出を支援します

オンデマンド交通

市内在住の70歳以上で、介助なしで車両の乗り降りができる人を対象とした乗り合い型の交通機関です。

自宅から歩いて行ける範囲に乗降場を設け、目的地の乗降場まで運行します。利用するには事前に登録が必要です。

運行日時 〓 月々金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前7時30分～午後5時30分

料金 〓 1人1回当たり・片道 〓 500円

利用方法 〓 利用する日の7日前から乗車を希望する30分前までにオンデマンド交通専用ダイヤル(☎24・0080、土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時

午後5時)へ

移送サービス

医療機関や福祉施設、公的機関などへの移動に利用できます。利用には事前に登録が必要です。

利用日時 〓 月々土曜日(祝日、年末年始を除く) 午前8時45分～午後4時

対象 〓 介護認定を受けている、または身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などを持つていて、一人での外出が困難な在宅の人

登録料(年額) 〓 2,400円(10～3月に申し込んだ人は1,200円)

利用料(1回当たり・往復)

〓 市内:500円
〓 富里市・酒々井町・栄町・印西市・芝山町・香取市・佐倉市・八街市・神崎町・多古町:700円(本市からの走行距離が2キロメートル以内の場合は500円)

〓 そのほか(利用者の自宅から目的地まで30キロメートル以内) 〓 1,500円

認知症かも? 不安になったら

徘徊高齢者等早期発見ステッカー

認知症などで行方不明になる恐れがある65歳以上の人を対象に、行方不明になった場合の早期発見や身元確認に役立てるため、対象者を特定できる情報や緊急連絡先などを事前に登録した、履物に貼るステッカーを交付します。

利用料 〓 無料

徘徊高齢者等位置探索サービス

徘徊する高齢者などの居場所を早期に発見できる、衛星回線(GPS)を利用した機器を貸し出します。

対象 〓 介護認定を受けている人

基本料(1カ月当たり) 〓 1,320円

位置情報提供料(1回当たり)

〓 電話照会:220円
〓 インターネット照会:無料

現場急行料(1回当たり) 〓 1万1,000円

成年後見制度利用支援

認知症などで判断能力が不十分で、成年後見人などの申し立てを行う親族がいない人を対象に、申し立ての支援を行います。また、それに伴う必要な費用や後見人などへの報酬の全部または一部を助成します。

市では、成年後見制度に関する専門の窓口として、成年後見支援センター(☎20・1537・高齢者福祉課内)を設置しています。

手当や助成

福祉手当

在宅で65歳以上の寝たきり、または重度の認知症の人を対象に手当を支給します。①と②を一緒に受給することはできません。

また、高齢者の市民税所得割額が16万円以上の場合を対象となりません。

①ねたきり高齢者福祉手当

対象 〓 寝たきりで日常生活において介助が必要な状態が6カ月以上続いている人、またはその人を介護している人

支給額(月額) 〓 1万3,000円

②重度認知症高齢者介護手当

対象 〓 重度の認知症で日常生活を送るために常時介護が必要な状態が6カ月以上続いている人の介護者

支給額(月額) 〓 1万3,000円

③高齢者及び障害者介護者手当

対象 〓 ①または②の対象者で3年以上市内に居住し、家族などによる介護を受けている人

支給額(月額) 〓 1万2,000円

はり・きゅう・マッサージ等施設利用の助成

市に登録している、はり・きゅう・マッサージ施設などでの利用料金に対する助成券を発行しています。

住宅改造費の助成

介護が必要な高齢者の住宅改修は、介護保険から上限20万円、必要な費用の7・9割が支給され、それを上回る部分は住宅改造費として市から助成を受けることができます。なお、工事前に申請が必要で、

対象 〓 市内在住で市税の滞納がなく、申請日時時点で60歳以上の人の助成額 〓 1枚1,000円(分1カ月当たり2枚を交付、1回の施術で1枚利用可)

利用方法 〓 市に登録している、はり・きゅう・マッサージなどの施設で施術を受ける時に利用券を渡す

住宅改造費の助成

介護が必要な高齢者の住宅改修は、介護保険から上限20万円、必要な費用の7・9割が支給され、それを上回る部分は住宅改造費として市から助成を受けることができます。なお、工事前に申請が必要で、

対象 〓 市内在住で市税の滞納がなく、介護認定を受けている人の助成額 〓 助成対象となる工事額の3分の2(上限26万6,000円)。市民税所得割非課税世帯は対象工事費全額(上限50万円) ※くわしくは、独居高齢者ふれあい訪問等サービスについては成田市社会福祉協議会(☎27・7755)、移送サービスについてはボランティアセンター(☎27・8010)、そのほかについては高齢者福祉課(☎20・1537)へ。